

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号) 以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (※)
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (舗装取壊工)	その他の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法12条関係）

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3-1、3-2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

工事特記仕様書

1. この仕様書は当該工事のみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という)によらなければならない。

2. 設計図書の照査

2-1 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。

3. 施工計画書

3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。

- (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
- (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
- (3) 施工計画書は工事着手前に監督員に提出しなければならない。

3-2 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。

3-3 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。

3-4 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

3-5 段階確認、材料確認、立会・確認等の計画をたて明記すること。

4. 工程表

4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークカーチャートとする。

5. 排水処理

5-1 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を受注者の責任において講じなければならない。

5-2 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をすること

6. 現場管理一般

6-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めずまでもなく、受注者にて自発的な措置を図り、責任をもって事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輛の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

6-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容等を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講じること。
- (2) 工事箇所周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。

6-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。

(2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。

7. 損害補償

7-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。

7-2 受注者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、受注者で事前に調査を行うこと。

7-3 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。

8. 竣工時の提出書類

8-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。

9. 検査

9-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。

9-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

10. 舗装の切断作業時に発生する濁水の処理

10-1 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。

10-2 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

- 10-3 濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
 - 10-4 受注者は、濁水の処分に関し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。
 - 10-5 受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。
11. 水道用資材
- 11-1 水道用管・弁栓類及び付属品は、設計図書に品質規格を規定されたものを除き、日本工業規格(JIS)、日本水道協会規格(JWWA)日本ダクタイル鉄管協会規格(JDPA)、日本水道鋼管協会規格(WSP)、塩化ビニル管・継手協会規格(AS規格)及び、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格(PTC)のいずれかの規格に適合したものとする。
 - 11-2 前項の規定にかかわらず、使用する材料が規格品でないもので、工事をするうえで必要な場合は、監督員の承諾を得なければならない。
 - 11-3 前2項の材料には、製品の図面、仕様書及び製造者の検査合格書が提出されなければならない。
12. その他
- 12-1 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。
 - 12-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出すること。
 - 12-3 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。

- 12-4 請負者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。
- 12-5 各種請負作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。
- 12-6 「亀山市公共建築物等木材利用方針(平成23年4月1日)」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。
- 12-7 公共土木工事などの請負作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。
- 12-8 バックホウ・振動ローラ等の重機械類については、排出ガス対策型のものを使用すること。
- 12-9 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。
- 12-10 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。
- 12-11 本舗装復旧について、舗装構成は推定であるので掘削時に既設舗装の構成(材質、厚み等)を確認し、監督員に報告すること。
- 12-12 既設管の埋設位置が不明であるため、必要に応じ試掘を行い、その結果を監督員に報告すること。
- 12-13 地域のゴミ集積所の位置を確認し、収集作業に配慮すること。
- 12-14 交通規制を開放する場合はアスファルト舗装を施工し、段差を解消するなど、安全に十分配慮すること。
- 12-15 工事写真については、基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。
- 12-16 石綿管処理が必要となった場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。

- 12-17 配水用ポリエチレン管(融着接合)を行う場合、水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講者が専任すること。
- 12-18 配水用ポリエチレン管(融着接合)で行う場合、全箇所の場合、全箇所の場合、また、融着データも提出すること。
- 12-19 交通規制については、施工時以外は交通開放を行うこと。
- 12-20 管路等の施設について、監督員の通水確認後から工事的物引渡までの間、発注者において使用できるものとする。
- 12-21 GX形ダクタイル鋳鉄管を布設する場合、配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手)を取得した者又はJDPA継手接合研修会受講証を取得した者を専任すること。
- 12-22 GX形ダクタイル鋳鉄管を布設する場合、GX形継手チェックシートを提出すること。
- 12-23 仕切弁管の鉄蓋の基本構造・形状は、JWWA B 132(水道用円形鉄蓋)に準拠したものと、蓋表面には、維持管理上必要な情報表示を行うこと。表示する情報項目は方向・口径・管種・年度・土被りとすること。
- 12-24 建設機械等使用時は周辺の環境に合わせて、必要な対策を講じること。
- 12-25 監督員立会のもと、マーカーク杭の反応をチェックすること。
- 12-26 時間外の作業連絡について、午後5時を超えて作業を行う場合は、あらかじめ午後4時までに監督員に報告し、作業終了したときも同様に監督員に報告すること。
- 12-27 仮設配管の撤去を行う場合は、廃プラ及び非鉄スクラップ及び鉄スクラップに分けて処分すること。
- 12-28 区画線が施工されている舗装を取壊した場合には、仮復旧すること。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：小野町地内配水管改良(仮設)工事) <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> 余裕期間設定工事	<input type="checkbox"/> 調整項目 (<input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input checked="" type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議) <input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名 (全工種) 施工時期及び施工時間 (8:30 ~ 17:00) 施工方法 () <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 () <input type="checkbox"/> 占用物件名 (<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 発注者指定方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。本工事の着手日は令和 年 月 日とする。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。 なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 <input type="checkbox"/> 任意着手方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に令和 年 月 日 (工事着手期限日) までの期間内で工事着手日を決して発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日 (三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日) を着手日に設定すること、及び設定した着手日より工期未了となる設定は認めない。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 余裕期間設定工事については以下によるものとする。 ・建設業退職金共済制度掛金取納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする。 ・本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任 (監理) 技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等選任通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事実行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事続行不能届を提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (工事着手は原則30日以内に行うこと。)
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> No. ~No.) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 () <input type="checkbox"/> その他 ()
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> 漁業関係による調整	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目 (<input checked="" type="checkbox"/> 騒音 <input checked="" type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 施工方法等 (<input type="checkbox"/> 指定工法名 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工時期 () <input type="checkbox"/> 調査項目 (<input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 調査方法 (<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 工事の施工に関して、施工期間 (契約時から完成時まで) においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 <input type="checkbox"/> 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。 <input type="checkbox"/> その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市
令和8年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定なし	<p>交通安全施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p>交通誘導警備員の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 指定路線 <input checked="" type="checkbox"/> 指定路線以外</p> <p>交通誘導警備員の配置人員数</p> <p><input type="checkbox"/> 概算人数による算出</p> <p>① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 (注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。)</p> <p>② 受注者は、工事着手前に配置計画等(配置人員、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により原の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</p> <p>③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 積上げによる算出</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 配置人員数(1人)起点に配置(うち交通誘導警備員A(1人)) (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。)</p> <p><input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種 (全工種)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 既存施設あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近接公共施設 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ガス <input checked="" type="checkbox"/> その他 (下水道)) ・近接施設 (<input type="checkbox"/> 擁壁 () <input checked="" type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他 ()) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ・工法制限あり () ・制限を受ける工種 () ・制限内容 () <p><input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 保安要員の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定反設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 ()</p>
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路(搬入路)の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他 ()	<p>経路及び使用期間の制限内容 (<input type="checkbox"/> 別添図等) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p>使用中及び使用後の措置 (<input type="checkbox"/> 別添図等) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p>用地及び構造 (<input type="checkbox"/> 別添図等) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p>安全施設 (<input type="checkbox"/> 別添図等) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 転用あり () <input type="checkbox"/> 兼用あり () <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 水替工（縮切排水工）	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、果が定める作業日当たり標準作業量等を用いて作成するものとし、現場条件等により原の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工方法 () <input checked="" type="checkbox"/> その他（仮設管のレンタル期間は60日間とし、原則、変更の対象としない。なお、別途配水管改良（仮設）工事とのレンタル管の引継ぎは発注者と協議すること。）
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり	<input type="checkbox"/> 受入地の条件 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 運搬距離 (L= km) <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ())
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input checked="" type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。 (<input checked="" type="checkbox"/> 暫定運搬距離L= 8 km、 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (建設発生土受入先について市道と賀白川線道路改良工事との協議により残土受入れが可能になった場合は、当該工事の指定場所へ搬出すること。なお、その運搬距離については変更の対象とする。))
	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 (<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊 <input checked="" type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (石綿管)) <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 (<input checked="" type="checkbox"/> 再生処分場 (コンクリート塊、汚泥) <input checked="" type="checkbox"/> 最終処分場 (石綿管) <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目 () に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件 () <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input checked="" type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理	舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならぬ。
	<input checked="" type="checkbox"/> その他（公共工事における建設発生土の受入れ）	<input type="checkbox"/> 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> 移設時期（ ）年 月 日頃 <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 防護（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	支障物件名（ ） 電話（ ） 水道（ ） ガス（ ） その他（ ） 別途協議
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	工法区分（ ） 注入量（ ） その他（ ） 材料種類（ ） その他（ ） 材料関係（ ） その他（ ） 施工範囲（ ）
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	再生材の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシュシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂（ ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1機体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレネーディング <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用パレケード・看板・標示板） <input type="checkbox"/> アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断に伴い回収する排水（汚泥）の処理量について、積算計上数量は想定量であるため、工事実施においてマニフェスト等による実数量判明後、変更協議の対象とする。また、回収水（汚泥）の処理において、成分や性状等の試験が必要である場合は変更協議の対象とする。
その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場養生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> その他（PR看板について）	保管場所（ ） 期間（ ） 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） 数量（ ） 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> その他（国土強靱化PR看板及び流域治水プロジェクトPR看板について、監督員と協議のうえ現場に設置すること。 なお、費用については設計変更協議の対象とする。）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和7年7月）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）」を適用 <input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 令和 年 月 日を適用（三重県の公共事業情報）を参照 <input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県PR「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書の写真完了後、実施について監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を（例示）（公財）三重県建設技術センターに委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場での立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならぬ。また、書類（施工体制点検計画書、報告書、データ、図面等）の審査に説明を求められた場合は、説明に忠実に行われなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承認、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等は支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者については、監督員からその氏名を通知する。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に発生した場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	内容及び条件
適用条件	<input type="checkbox"/> 適用条件 <input type="checkbox"/> I C T活用工事（構築工（修繕工））特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> I C T活用工事（構築上部）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> I C T活用工事（橋脚・橋台）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> I C T活用工事（コンクリート堰堤工）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> I C T活用工事（浚渫工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> I C T活用工事（基礎工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> I C T活用工事（海上地盤改良工（床掘工・置換工））特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> I C T活用工事（三重県の公共事業情報）を参照） <input type="checkbox"/> 「建設現場における遠隔臨場の試行に関する特記仕様書」令和4年7月（三重県県土整備部）を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「建設キャリアアップシステム活用モデル工事 追加特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 建設キャリアアップシステム活用モデル工事 <input type="checkbox"/> 発注者指定型 <input type="checkbox"/> 受注者希望型 <input type="checkbox"/> 「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> 「ウィークリースタンス実施要領（令和8年5月）の対象工事とする（亀山市HP「契約・工事の条項等に関するお知らせ」を参照） <input type="checkbox"/> 「現場環境改善に関する特記仕様書【発注者指定型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「現場環境改善に関する特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「現場環境改善に関する特記仕様書（県土整備部災害復旧工事）【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「現場環境改善に関する特記仕様書（農業農村整備工事）【発注者指定型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「現場環境改善に関する特記仕様書（農業農村整備工事）【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） <input type="checkbox"/> 重点監督 ※これ以外は、一般監督とする。	【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 重点監督の場合 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時V E方式 <input type="checkbox"/> 契約後V E方式 <input type="checkbox"/> 設計・施工一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のV E提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にV E提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で技術提案等の不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真のみ） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真のみ）は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input checked="" type="checkbox"/> （ 1 ）部 ）とする。 <input type="checkbox"/> 三重県C A L S電子納品運用マニュアル（令和 7 年 7 月改訂）を適用
地質調査の 電子成果品等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	<input type="checkbox"/> 検定及び登録機関（一般財団法人国土情報センター（https://ngic.or.jp/）） <input type="checkbox"/> 検定料金の計上（ <input type="checkbox"/> A検定 <input type="checkbox"/> B検定 ） （注：受注後、これにより難しい場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ 作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムを更新を行うこと。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
下請関係 下請企業 次数制限	下請企業の次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 管内企業 優先使用	県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務管内又は隣接する建設事務管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優先使用	建設資材の県内産製品優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用をよう努めること。 <input type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
県産木材の 利用推進	県産木材の利用を指定する工種あり	<input type="checkbox"/> 次の工種において、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。 (工種： <input type="checkbox"/> 工事案内看板（標示板） <input type="checkbox"/> 仮設防護柵工 <input type="checkbox"/> 公園施設工（ ） <input type="checkbox"/> 種載支柱工 <input type="checkbox"/> 木製ガードレール <input type="checkbox"/> パリケード <input type="checkbox"/> 土留工 <input type="checkbox"/> 階段工 <input type="checkbox"/> 残存型枠工 <input type="checkbox"/> 木製デリネーター <input type="checkbox"/> 木柵・丸太柵工 <input type="checkbox"/> 丸太筋工 <input type="checkbox"/> 転落防止工 <input type="checkbox"/> 水制工 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> マルチング <input type="checkbox"/> 伏工（丸太伏工） <input type="checkbox"/> 護岸工 <input type="checkbox"/> 木橋、木道 <input type="checkbox"/> 木製案内誘導看板等 <input type="checkbox"/> 立入防止柵（仮設工） <input type="checkbox"/> 根固工（木工沈床工） <input type="checkbox"/> 丸太杭工 <input type="checkbox"/> 治山ダム工（ ） <input type="checkbox"/> 木製型枠（ <input type="checkbox"/> 場所打擁壁工 <input type="checkbox"/> コンクリート擁壁工 <input type="checkbox"/> 橋台工 <input type="checkbox"/> 橋脚工 <input type="checkbox"/> 盛りコンクリート工 <input type="checkbox"/> その他（ ） 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）を監督員に提出しなければならない。 なお、工事案内看板（標示板）、パリケード及び木製型枠については、「県産木材の使用が証明できる資料」の流用を可とする。 <input type="checkbox"/> 木製型枠については、設計図書に明示した箇所について県産材型枠用合板を使用するものとし、特有の表面塗装（色）がされている等、見分けが容易なものとする。また、実施に当たっては以下によるものとする。 ・ 受注者は施工計画書に県産材型枠用合板の使用箇所、数量について記載すること。 ・ 受注者は、県産材型枠用合板が使用できない場合は、監督員と別途協議すること。 ・ 受注者は、県産材型枠用合板の設置完了時の写真を監督員に提出し、確認を受けること。 ・ 受注者は、使用した県産材型枠用合板の使用箇所、数量について報告すること。 ・ 受注者より報告された数量に基づき、設計変更の対象とし、従来品との差額を計上する。 <input type="checkbox"/> 加圧注入による防蟻・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示すること。 <input type="checkbox"/> 加圧注入による防蟻・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 <input type="checkbox"/> 木製ガードレールについては、平成10年11月5日付建設省道環発第29号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。
不当介入を 受けた場合の 措置	不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴行団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 亀山市は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から【亀山市】（不当要求等防止責任者）に報告様式（三重県の公共事業情報）を参照）により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、【亀山市】（不当要求等防止責任者）に躊躇なく相談すること。
不当要求等 を受けた場合の 措置	不当要求等を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
工事実態調査	工事実態調査	<input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.8

明示項目	明示事項	条件及び内容
監理技術者等の兼務	<input type="checkbox"/> 監理技術者等の兼務	<input type="checkbox"/> 建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）、建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）及び建設業法第26条の5（専任特例営業所技術者）の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。
時間外労働の上限規制の適用	<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制の適用	<input type="checkbox"/> 本工事は、労働基準法第139条第1項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
不可抗力による損害	<input type="checkbox"/> 災害応急対策又は災害復旧に関する工事（建設工事請負契約書の条項第30条第4項ただし書）	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市
令和8年4月

亀山市土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書
（月単位の週休2日）

1 土日完全週休2日制の定義

- (1) 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。） 対象期間において、現場閉所を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。
- (2) 対象期間 工事開始日から工事完成報告書の提出日までの期間（準備期間、後片付け期間、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間その他受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間を除く。）をいう。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行うときを除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 週単位の週休2日 対象期間内の全ての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。この場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。
- (5) 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月ごとにおける現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。この場合において、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなし、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。

(6) 通期の週休2日 対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

- 2 請負者は、工事着手前に、「土日完全週休2日制工事確認表」を作成し、発注者に提出すること。
- 3 請負者は対象期間中、毎月、上記で作成した週休2日制工事確認表に現場閉所の実績を追記し、発注者に提出すること。
- 4 請負者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、第2項の週休2日制工事確認表を提出し、監督員と協議のうえ、工事請負契約条項第2.2条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 5 請負者は下請業者に対し、土日完全週休2日制工事の取組みにあたり必要な事項について協力すること。
- 6 当初積算における週休2日に関する経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価及び標準単価に限る。）は、月単位の週休2日を前提とした次表左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる補正係数を乗じて得た額をそれぞれの経費に計上するものとする。

労務費	1.02
共通仮設費率	1.01
現場管理費率	1.02
市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数	三重県が定める週休2日制試行要領（土木工事編）（令和7年7月1日施行）、週休2日制試行要領（農業農村整備工事編）（令和7年7月1日施行）及び週休2日制試行要領（森林整備保全工事編）（令和7年7月1日施行）の規定（以下「三重県基準」という。）に準じる
土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数	三重県基準に準じる

7 工事の精算に当たり、週単位の週休2日を達成できた場合、次表左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる補正係数を乗じて得た額に増額変更するものとする。この場合において、週単位の週休2日及び月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

労務費	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03
市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数	三重県基準に準じる
土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数	三重県基準に準じる

8 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。この場合において、週休2日の算定は実際に現場閉所した日を週又は月単位で算定すること。

9 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、別に定める工事成績採点表の所定の欄に「週休2日制工事の実施」と記載して工事成績評定を加点する。

また対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所、週単位及び月単位の週休2日が達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点は行わない。

10 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努めること。

熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
2. この特記仕様書における用語の定義は次のとおりとする。
 - (1) 真夏日
日最高気温が30℃以上の日をいう。
但し、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - (2) 工事期間
「工事着手日」から、「工期末前の受発注者間で協議した日」までの期間のうちで、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。
なお、工事期間に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として6日間、6月、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。
また、「工期末前の受発注者間で協議した日」は、監督員が最終変更設計書の作成開始日とすることを基本とする。
 - (3) 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工事期間}$$
 - (4) 熱中症対策補正值
以下の式により算出された値をいう。
$$\text{熱中症対策補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下第3位を四捨五入して、第2位止めとする。
3. 気温の計測方法等は次のとおりとする。

受注者は、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

 - (1) 計測方法
気温は、施工箇所から最寄りの気象庁の地上気象観測所の測定値を用いることを標準とする。なお、環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることもできることとするが、その場合、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
 - (2) 計測結果の報告
施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督員へ提出するものとする。
4. 現場管理費の算出方法等については次のとおりとする。

受注者から提出された計測結果の資料をもとに、熱中症対策補正値を算出し、現場管理費の算出を行うものとする。なお、現場管理費の算出については、「亀山市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行要領」によるものとし、設計変更の対象とする。

5. その他

受注者は熱中症対策の対象となる工事期間を監督員と協議すること。

亀山市ウィークリースタンスの試行に関する特記仕様書

受発注者間相互の1週間のルールをウィークリースタンスとして定め、計画的かつ効率的に工事・業務を履行することで、より一層魅力ある仕事となるよう、受発注者間の仕事の進め方として、下記のとおり、ウィークリースタンスについて取り組みに努めることとする。

1. 取組内容

- (1) 月曜日（休日明け日）は依頼の期限日としない。（マンデー・ノーピリオド）
- (2) 金曜日（休前日）は新たな依頼をしない。（フライデー・ノーリクエスト）
- (3) 勤務時間外の依頼はしない。
- (4) 勤務時間終了間際、勤務時間外の打合せは行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (6) 打合せは Web 会議等の活用に努める。
- (7) 前各号のほか、受発注者間において確認のうえ、決定した工事（業務）の労働環境改善に関わる取組を行う。

なお、災害発生時等の緊急を要する場合は「例外」とする。また、工事（業務）途中での取組の変更も可能とする。

2. 留意事項

- ・ウィークリースタンスは受発注者間の姿勢（スタンス）を示したものであり、現場等各種条件や企業方針、及び必要とする作業日数等の確保により曜日の変更等を行うことができる。
- ・緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機の対応を行うものとする。